

協議第18号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成16年1月21日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村政行

協定項目	10	一般職の職員の身分の取扱いについて
<p>1. 職員の身分の取扱い</p> <p>(1) 2町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。</p> <p>(2) 美西衛生施設一部事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。</p> <p>2. 職員数</p> <p>(1) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</p> <p>3. 職員給料</p> <p>(1) 職員の給料は現給を保障し、合併による格差は速やかに調整する。</p> <p>4. 職階</p> <p>(1) 職階については、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し、統一する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議